

養育医療の申請について

1 未熟児養育医療給付制度とは

生まれた時の体重が 2,000 グラム以下、または医師が、身体機能が未熟と判断したお子さんが指定医療機関に入院し医療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を助成する制度です。

2 申請に必要な書類

(1) 養育医療給付申請書	保護者の方が記入してください。
(2) 養育医療意見書	指定養育医療機関の担当医師に記入してもらってください。
(3) 世帯調書	同一世帯の全構成員を記入してください。 同意書欄に署名をお願いします。
(4) 委任状	養育医療自己負担金を福祉医療費から充当することに同意する場合に記入してください。
(5) 資格確認書等 及び 福祉医療費受給者証	医療を受けるお子さんの資格確認書等（「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面を印刷したもの」のいずれか）及び福祉医療費受給者証をお持ちください。
(6) 個人番号確認書類	同一世帯全員のマイナンバーカード、通知カードなど個人番号のわかるものをお持ちください。
(7) 身元確認書類	来庁者のマイナンバーカード、運転免許証など身元確認のできるものをお持ちください。

※ 対象のお子さんが2人以上の場合、(1)、(2)、(4)、(5)はそれぞれにご用意ください。

※ 治療開始(出生日)から1ヶ月以上経過して申請する場合は、遅延理由書を添付してください。

3 養育医療券の交付

養育医療給付が認定されましたら、医療券をご自宅に郵送しますので、病院窓口へ提示してください。

4 対象となる費用

(1) 保険診療分自己負担額と食事療養費

おむつ代など保険対象外の費用については養育医療対象外です。

(2) 医療を受けるお子さんと同一世帯である扶養義務者全員の市町村民税の課税状況に応じた養育医療自己負担金があります。自己負担金の内、保険診療分の医療費は子ども医療費助成制度の対象となります。

養育医療自己負担金の額は認定後に送付する通知書に記載してあります。

5 養育医療自己負担金の支払い

(1) 委任状を提出する場合

養育医療自己負担金を子ども医療費から充当することができますので、実質の負担はありません。

(2) 委任状を提出しない場合

福祉支援課から養育医療自己負担金を保護者あてに請求しますので、指定金融機関から納付してください。(納付された自己負担金の内、保険診療分の医療費は市の子ども医療の助成の対象になりますので還付手続きができます。)

提出先・お問い合わせ先
可児市役所 福祉支援課 こども手当係 〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 Tel 0574-62-1111 内線 3184